

労働委員会議録 第八号

昭和二十七年三月十五日(土曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 島田 末信君

理事倉石 忠雄君 理事福永 健司君

理事船越 弘君 理事前田 種男君

天野 公義君 金原 舜二君

内藤 隆君 三浦實之助君

柳澤 義男君 山村新治郎君

稲葉 修君 今野 武雄君

出席政府委員

労働政務次官 溝口 三郎君

労働事務官(職 齋藤 邦吉君)

委員外の出席者

専門員 横大路俊一君

専門員 濱口金一郎君

三月十五日

委員柄澤を子君辞任につき、その補欠として今野武雄君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

失業保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六八号)

○島田委員長 これより会議を開きます。

失業保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前日に引続き質疑に入りす。今野武雄君。

○今野委員 この保険料率の引下げと、その前提として、労働者の気持があるいは失業者の気持としては、失業保険という現在の制度や何かに対してどう

も十分でない。たとえば日雇い労働者などは、失業保険料を毎日六円ずつとられていながら、拂つてもらえる機会

は少ない。それから普通にあぶれたのは拂つてもらえない。長期にあぶれたければ拂つてもらえない。それからその拂つてもらえない、幾らか賃金が上

つていながらもかわらず、今まで通りだとか、その他臨時工の方面からも、いろいろな面から苦情が出てくるわけ

です。現在金が残つていっているわけけれども、その余つていっているというの

は、百十二億ですか余つていっている。どうしてそういうような剰余金がこの部

分から出て来ているのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○齋藤(邦)政府委員 保険積立金が百十二億になつておりますのは、今日まで徴収いたしました保険料が、保険給

付に比較いたしまして割合に多く徴収をしておつたということでありまして、

で、それを最近の失業保険事業の現況にかんがみまして、保険料率を今回二割下げよう、こういうこととございま

す。

○今野委員 これは小学生でもわかる簡単なことなんです、そうするとその場合、私が聞いていいるのは、つまり徴収が多いということか、あるいはその拂いが少いかという問題なんです。

そういう問題についていろいろ苦情があるわけですが、そういう点についてちゃんとしているのかどうか。たとえば日雇い労働者の場合など、ど

のくらいとつて、どのくらい拂つてい

るのか。そういう点を明瞭にしてみたいかと思つております。

○齋藤(邦)政府委員 先ほども申し上げましたように、積立金が百十二億になつたということは、保険料の徴収が多かつたからであります。先ほど来の

とお尋ねによりまして、大分日雇いのことをおつしやつておられますが、日雇

い失業保険と一般失業保険とは別勘定でございまして、今回の改正をいたそ

うといたしますのは、一般失業保険でありまして、一般失業保険の保険料率

を二割下げようというのでありまして、日雇い失業保険には手をつけてい

ないわけでございます。

○今野委員 私が日雇いのことを例として出しましたのを、問題が違つたとい

うお話ですが、たとえば臨時工の場合、これは一般の中に入ると思いま

す。ところが臨時工が二月でもつて首になる。首になつたあとはやつぱり職

安でもつて手帳を渡されて、結局就業者として失業保険をもらえぬというやうなことになるわけですか。そうすると、二箇月間何のために失業保険料を拂つてい

が二箇月きりなかつたというものにつ

きましては、保険金を支給することはできないわけでございます。

○前田(種)委員 ちよつと関連して……、さつき局長が保険料金の徴収が多過ぎたから余つたという答弁をされましたが、これは速記録の上から行

つても相当誤解を生むと思うのです。決して保険料金の徴収が多過ぎたから

下げるというのではなくて、失業保険法ができた当時は相当失業者があつた

のです。それが朝鮮動乱以来、日本の経済状態のもとにおいて失業者が割合

に少くなつた。それで失業保険金を出す額が減つて来たので、百十二億とい

う金が残つたというように私たちは認識しておるのであつて、もし失業者が

相当出て参りますと、百十二億の金はすぐ出してしまうわけにならぬというやうな状態にならぬと限りませんの

で、これは料金が高過ぎたから残つたのではなくして、失業者が予定よりも

少かつたというやうに私たちは了解しておるのですが、先ほどの局長の答弁の点をもう少し明確にしておいていただきたいと思つております。

○齋藤(邦)政府委員 私の先ほどの発言に多少不備な点があつたのでありますが、御承知のように保険経済であり

て、前田委員のおつしやられた通りと存じております。

○今野委員 私のさつきの質問を継続いたしますが、臨時工は二箇月契約だから給付を受けない。それではなぜそ

ういふ者から失業保険料をとるのかという問題です。そうすれば、やつぱりその分だけ多過ぎることになるわけ

です。

○齋藤(邦)政府委員 臨時工でありましても、日雇い失業保険の適用を受け

るものでありますならば、それは日雇い失業保険の適用を受ける、こういうわけでありまして、ただ一般の失業保険

ということになりまして、六箇月間の被保険者期間ということが必要である

ということでありまして、一般失業保険の保険金は支給できない、こういうことになつてい

ます。

○今野委員 そうすると臨時工は、あなたのおつしやるところによると、日雇いの場合の失業保険料しかとられて

ない、こゝろおつしやるのですか。これは私の知つていいる事実からすれば、全然違つたように思ふのですけれども。

○齋藤(邦)政府委員 御承知のように日雇い失業保険の臨時工のうちにもいろいろあると思つていますが、日雇い失業保険の適用を受けま

二箇月の期間をきめた臨時工が、二箇月でやめたというときには、これは一般の失業保険の受給資格がつかないわけでありまして、被保険者であることには変わりはないが、受給資格がつかない、こういうことである。二箇月で首切られたならば、一般失業保険の保険金はもらえない、それなのになぜ保険料を納めるのか、こういうお尋ねであります。これは御承知のように社会連帯の建前上、全部が保険料を出し合つてやる制度でありますので、その点はやむを得ないものだ、かように存しております。

○今野委員 ただいまの昇昇による、それはやむを得ないと言いますけれども、二箇月で首切られるというのは、ずいぶん不幸な人です。それから二期勤めて、四箇月というところでやめさせられても、これもまた不幸なことです。そういうような例は最近非常に多くなつてゐるというふうにわれわれ聞いてゐるのです。そうするといわけば、そういう犠牲者、不幸な者の負担においてやるということが社会連帯かといふことになるれば、これは社会連帯といふことの通念に逆行するものだといわれれば考へるわけです。その点について、政府ではやはりそれでよろしいと考へてゐるのかどうか、その点もはつきり確かめたいと思ひます。

○齋藤(邦)政府委員 私は現在の失業保険法の建前上、そうなつてゐるというのを申し上げてゐるのであります。二箇月でやめさせられるというところの気の毒な点は、私も気の毒と思ひます。しかし私が今申しました社会連帯と申しますのは、全然首切られない人でも保険料を納めるということ、

お互いの労働者が出し合ひの、こういう意味において私は社会連帯といふことを申し上げました。失業保険といふものは、御承知のように労働者お互ひに協力し合つてやつて行く制度だ、こういう点でございます。

○今野委員 そうすると今の点で明らかにしたことは、結局私どもとしてそれは首切られないで、ずっと継続して仕事をしておる者が拂うということについては、それも根本的には実は反対なんですけれども、しかしながらある程度がまんでできる。しかし臨時工として二箇月でやめさせられる者、あるいは四箇月でやめさせられる者、あるいは四箇月から保険料を徴収しておいて、そして実際には拂つていないとすれば、そういう気の毒な人にこそ拂うように改正するの、あたりまえじゃないかと思ひます。それをただ料率を引下げるということだけであつて、法律の上ではそうなつていないけれども、社会正義の上からいへば、当然拂つていかなければ、そういう人に拂われないでゐる、こういうふうな改正をしようというの、やはり見当違いじゃないか、こういうふうに思ひわけなうですが、その点労働省では全然お考えにならなかつたのかどうか、ちよつとお伺ひしたいのです。

○齋藤(邦)政府委員 失業保険経済におきましては、御承知のようにこの社会保険でも、大体一定のそういう資格要件といふものをきめておるのであります。私どももいたしましては、大體被保険者期間六箇月といふことが、形としては適当じゃないだろうか、こゝろに考へておるものでございませう。保険料率の引下げの問題は、こ

れとは全然別個の問題でありまして、現在の制度のままにおいて、保険積立金が百十二億にもなりましたので、現狀に合致するようにこれをある程度軽減しようといふことでありまして、ただいまお尋ねの被保険者資格の問題とは、別個の問題と考へております。

○今野委員 別個と言つても、同じ法律なんです。この臨時工の問題については、政府でもつて考へる意思があるのかどうか。そうしてそれに対して二箇月という期間をきめられるのですから、大體現実には二箇月しか雇わないで、そのあとは知らぬぞといふことでもつてやられるのですから、これはもう労働組合法とかいふ、な労働関係法規や何かの点から見ても、われわれはそういう契約自身が問題だと思つてゐるものであります。しかし現実にそういう契約が行われており、非常に気の毒な立場にあるわけですね。そういう者に対して、失業保険の支拂いについての資格の問題の除外例を設けるなり何なりして、かえる意思があるかどうか、その点をまずお伺ひしたい。

○齋藤(邦)政府委員 ただいまお尋ねの二箇月で切れる者の問題でございますが、私どももいたしましては、必要があれば十分改正を考へたいと思ひますが、御承知のように二箇月でありましても、その者がやはりまた他に就職いたしましたときには、その被保険者資格といふものが続いて行くわけでありまして、お話の点は十分研究はいたしまして、現在のところでは改正をすることは困難かと存じております。○今野委員 そうすると困難だといふ

ことは、そういう意思はないというふうに拜聴してよろしいのですか。

○齋藤(邦)政府委員 現在改正法律案には、それを提案いたしてないわけでございます。

○今野委員 いたしてないといふことは明瞭なんですけれども、そういう意思があるかないかといふことを私は聞いてゐるのです。

○齋藤(邦)政府委員 十分考へていたしたいと思つております。

○今野委員 今たまた、臨時工の問題が出たのであります。しかし失業者の問題といふのは、今前田さんの話ですと、少くなつてゐるということですが、これは御承知のように政府で失業者の算定方法について、ずつと考へて来ておるわけですね。失業者の算定方法について、二度も三度もやり方をかえて少くなつてゐるが、事実上の失業者はたくさんあるわけですね。たとえば税金が拂えないために、店が破産してどうにもならぬ、そういうおやじさんでもやはりこれは失業者なんです。それから農村に参りますれば、今東北では、娘はいわゆる東京の赤線区域などに売りに出す。それからむすこは、次男、三男は耕す土地もないし、勤める先もない。それでいたし方なく借金奴隷のような状態で、人に前借でもつて雇われて行くといふような事態さえ起つておるわけですね。こういういろいろなことは、非常に大きな社会問題であるばかりでなく、われわれとしては、もつと大きな危険を感じるのです。といふのは、どういふ点かと申しますれば、たとへば昨年の定員法で首を切るという問題があつたときに、電通省あるいは建設省その他においては、警察

予備隊に行けばいいじゃないか、そつちへ行くなら世話をする、こういうような勧誘があつたといふふうに、その当事者から聞いております。そういういたしますと、つまりこういうようにどんな失業者を困難な状態に置いておくことが、やはり安ん労働力を獲得する、あるいはまた再軍備といふことの一つの伏線である、こういうふうな考へざるを得ないわけでありまして、そういう点からみれば、この問題は非常に重大だと思ひます。政府として失業保険をうんと支拂う義務がありながら、そうであつたために失業者をたくさんつくり出すことはできないわけでありまして、失業者を支援する範囲を限つておいて、できるだけこれを擴大しないようにして、そして、そしてまたこういう料率を減らすといふことによつて、失業保険全体の規模を小さくして行くといふようなことが、伏線として考へられるならば、これは非常に重大な問題だと思ひます。それで私は政府として、失業対策全般について、やはりこゝでもつて明らかにしてもらわれないと、これに対する賛否といふことについて、はつきりできないわけですが、ひとつ政府として失業問題についての考へを、はつきりこゝで述べてもらいたいと思ひます。

○溝口政府委員 失業問題につきましても、政府といたしましては、労働者の完全就業ということが理想であるのであります。そのために職業安定局では、求人開拓もするし、職業の指導もやつて、できるだけ多くに就業の機会を與えるようにいたしておるのであります。そのことにつきましても、できるだけ労働事業等につきましても、できるだけ労働

務者を入れ、それでも足りないような場合は、失業対策事業をやつて行く。そうしてどうしてもいけないところな場合には、失業保険というところまで食いつめて行くのだというふうな段階で、現在やつておるのであります。失業者をできるだけ少くするというところを、政府の根本方針といたしておるのでございます。

○今野委員 失業者をできるだけ少くするということが、政府の根本方針である、そういうふうな今承つたのであります。しかし、いろいろな場合、たとえば造船業などの場合を一つ例にとつてみますと、この場合には、中国や何かから鉄鋼の原料などが入つて来ない。そのために鉄鋼のコストが高い。そうすると、その負担が結局労働者にかける。そうして非常に大きな首切りができて来てるわけなんです。たとえば横浜のドックなどでは、八千人の中から二千人を首切るといふような、非常にドラスティックな首切りが出て来る。これは各造船所でもそうであります。そうすると、こういう経済政策そのものは、やはり政府の政策だと思ひます。そういうことはやはり失業者を大量に生み出す政策をとつておるとわれ／＼は見ざるを得ないわけです。そうして、職業安定所や何かで、就労云々と言われますけれども、これはごくわずかの数である。しかも公共事業の内容を見ましても、このごろでは大びらに出てゐるうちに、東京と立川あるいは厚木、そういうところの基地をつなぐような軍事的性格を持つたものが非常に多い。あるいは就労をしてゐる労働者といひましても、旧相模工廠、今の小松製作所、その他あるい

はYED、あるいは横須賀の富士モーター、そういうような直接の軍工場になつておるようなところが、どん／＼ふえて来ている。こうしてみると、つまりそういうふうな失業者を救済するといふ名目は立つようだけれども、それは結局失業者をつくつて、そうしてそういう軍関係の労働者を低賃金で雇ひやすくする、こういうような政策であるとしたら、これは見えないわけなんです。そういうような政策をわれ／＼は意識的にとつてゐるのだと実は考へてゐるのですが、政府はそうではないという証拠があげられるかどうか、その点はつきりお答え願ひたいと思ひます。

○溝口政府委員 ただいま失業が大部分ふえて行くのじやないかというふうなお話を承つたのでございますが、私どももいたしましては、将来におきましても失業は、多少毎月において上下することはあると思つておりますが、二十七年程度等においても大勢は大体本年の下半年と同じような程度で行くのではないかと考へてゐるのでございます。本年、二十六年度の下半期におきましては、大体三十二、三万程度に減少して来たのでございます。ただいま、一月ごろにおいては四十四、五万ぐらいに停滞してゐるのではないかと考へてゐるのですが、将来におきましても、政府におきましては生産の方でもできるだけ上げて行くというふうなこと、二十六年度におきまして生産指数の一三八というのを五、六パーセント上げて、一四八ぐらいにして行きたい。そうして雇用の方も大体現在と同じ程度に行くのじやないかというふうに推測いたしてゐるのでございま

す。失業も大体本年と同じ程度ぐらいにおちついて行くのじやないかと考へてゐるのでございます。

○今野委員 結局私の問に対する答えにはならなかつたわけなんです。というのは、私はその雇用の質を問うておるのです。普通の雇用から軍事的な雇用に切りかへられてゐる、そういう点を問題にしてゐるわけです。その点は政府ではつまり明かさないものと私は考へざるを得ないので。なお吉武さんが出て、そしてその点について明答を與えられれば幸ひだと思ひます。

それから次に、そういうお見込みだそうですが、現在すでに紡績などは四割も操短してゐるわけです。ここにおいても大量の首切り、失業という問題が出て来るわけなんです。その紡績の問題などについては、政府としてはどういう対策を具体的に立ててゐるか、その点を伺ひたい。これはうちややつておけばみなパン／＼になつてしまふ。

○溝口政府委員 先ほど私が申し上げましたが、大体生産指数は本年度よりも幾らか上つて行くのだということを申し上げたのでございますが、低賃金で軍事的な施設の方へ切りかえて行くのだというふうなことは、私どもは考へてゐないのでございます。特需の問題で、今後におきましてそういう方面で新しく出て来る場合もあるかもしれませんが、全体の産業といたしまして、漸次生産を増加して行きたいと考へてゐるのでございます。なお紡績の操短の問題につきましては、これは新開等におきましてもよく出ておりまして、四割の操短を三箇月するのだというふうに、通産省の勧告を受けてやつてゐるようでございます。業者におき

ましても、これはできるだけ失業を食いとめようというので、有給で帰郷させるのもあり、交代制をやつて行くようにして、失業の方はこれはできるだけさせないというところで努力しておるのであります。労働省におきましてもこれと協力いたしまして、失業者を大量に出すといふことはいたさないようにいたしたいと考へております。

○今野委員 ただいまのお答えではまだ十分ではありませんので、私さらにその点について質問したいと思ひますけれども、時間のこともあるようでありまして、もし委員長において次に続行することを許されるならば、ここで中止して後に続行したいと思ひます。

○島田委員長 質疑も多少残つておるようでありますから、次会に続行することにしましう。

それでは本日はこの程度で散会し、次会は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五分散会

昭和二十七年三月二十二日印刷

昭和二十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁